

# 令和7年国勢調査に係る青森県広報業務企画提案競技実施要領

## 1 競技に付する業務の名称

令和7年国勢調査に係る青森県広報業務

## 2 業務の概要

### (1) 実施目的

プライバシー意識の高揚や世帯人員減少による昼間不在世帯の増大、調査員の成り手不足など、統計調査をめぐる環境は近年とみに厳しさを増しているところである。

国勢調査については、県内に住む全ての人が調査対象となるものであり、調査の成功には広く県民の理解と協力意識の醸成が不可欠であることから、調査終了まで一貫したイメージで戦略的に情報を発信し、国勢調査の認知向上と回答意識の高揚、ひいては回答率の向上を図るものである。

### (2) 本業務における重視項目

広範な県民への周知はもちろんのこと、「オンライン回答の促進」、「調査への協力を得づらいう高齢者や若年層、外国人への訴求」を課題と認識していることに留意のこと。

### (3) 採用者数及び見積経費の上限額

- ① 採用者数 1者（最優秀提案者）
- ② 見積経費の上限額 20,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）

### (4) 業務の履行期限

令和7年10月31日(金)

## 3 業務内容

別紙「令和7年国勢調査に係る青森県広報業務 仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

## 4 企画提案競技への参加資格

本業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる条件を全て満たしている法人とする。

- (1) 青森県内に本店、支店または営業所等の拠点を有すること。
- (2) 参加を表明する時点において、青森県が作成する「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿（有効期限 R8.9.30）」に登録され、かつ、以下の要件を満たしていること。
  - ① 営業種目に「W01 広告・宣伝」を含むこと。
  - ② 等級格付けがAであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

## 5 実施スケジュール

- (1) 令和7年4月18日(金) 参加表明書及び企画提案書作成に関する質問等の提出期限 (17時)
- (2) 令和7年4月22日(火) 質問に対する回答 (質問者を含む参加表明者に対してメールで)
- (3) 令和7年5月20日(火) 企画提案書の提出期限 (17時)
- (4) 令和7年5月22日(木) 審査会の実施 (場所及び審査順は別途通知)
- (5) 令和7年5月26日(月) 審査結果の通知発出  
(審査結果通知後) 最優秀提案者と契約締結に向けた協議
- (6) 令和7年6月上旬頃 契約締結

## 6 本競技参加者が提出すべき書類

### (1) 書類の種別、提出期限等

提出書類の種別	提出期限(※1)	提出部数	提出方法	留意事項
参加表明書(様式1)	4月18日(金) 17時必着	1	郵送、持参又は電子メール	代表者印等の押印は要しない。
質問書(様式2)				質問が無い場合は提出を要しない。
企画提案書(※2)	5月20日(火) 17時必着	①5 ②1	①紙による場合 郵送又は持参 ②PDFによる場合 電子メール	郵送による場合、期限までに到着しないものは、提出がなかったものとみなす。
参加辞退届	5月9日(金) まで	1	郵送、持参又は電子メール	参加表明を行った後に辞退する場合に提出のこと。様式は任意。

(※1)提出期限について、日付はいずれも令和7年。

(※2)企画提案書について、電子データはPDF以外での提出は認めない。また、提出先の電子メールは概ね10MBを超えるものは受信できないため、これを上回る場合は下記に相談のこと。

### (2) 書類の提出・問合せ先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県総合政策部統計分析課 国勢調査チーム (担当: 谷地)

電話: 017-734-9955 / 電子メール: kokusei@pref.aomori.lg.jp

※問合せ等の対応については、平日9時~12時、13時~17時の間とする

### (3) 提出書類に係る留意事項等

#### ① 電子メールによる提出の場合

提出確認のため、送信後に上記6(2)に連絡のこと。

#### ② 質問書への対応

令和7年4月22日(火)までに、質問者を含む全ての参加表明者に対して電子メールで

回答する。

③ 企画提案書

以下により作成すること。

項目	詳細
作成規格	様式は任意とし、紙による場合は、日本工業規格 A4 又は A3 サイズ (A4 サイズに折り込むこと) を基本とする。また、紙・PDF に関わらず表紙に業務名及び提案者名を記載するほか、一連のページ番号を付すこと。
記載内容	仕様書記載の項目に基づき、 <u>下記内容を必ず記載</u> すること。 ① 総括的事項 業務全体のコンセプト、目標、事業の全体像 (取組内容と戦略)、期待される効果など ② 業務提案 ア 必須広報 ・経費の総額を示すこと ・テレビ、ラジオ、新聞については、放送・掲出日を必ずしも具体的に提示することを求めないが、仕様に示す期間の範囲において、掲出日や曜日、時間等の設定に意図を有する場合は、その内容 イ 自由提案広報 ・実施する広報についての意図・考え方 ・実施する広報の媒体や手法、対象者のターゲティング、実施時期及び回数等 ・実施によって得られる効果 ③ 経費の積算 ②アとは別途、提案業務全体に要する経費を算出し、各項目に係る経費を可能な限り詳細に記載すること。 ④ 業務遂行の体制 従事するスタッフの人数、実施体制、各業務主担者の経験・経歴、窓口担当者の連絡先等について記載すること。 ⑤ 業務全体のスケジュール
その他	提出された書類又はデータは返却しない。

7 審査会

参加者の企画内容から最優秀提案を選定するため、審査会を実施する。

(1) 実施日等

令和7年5月22日(木) 青森県庁内 (詳細は参加表明者に追って連絡する。)

(2) 実施方法

1者15分以内のプレゼンテーション+質疑10分を想定する。なお、審査会場には60イ

ンチのディスプレイを設置するので、これを利用して差し支えないこと。(※県において PC は用意しない。接続は HDMI。)

### (3) 評価項目

評価の概要について、以下に示す。

種別	審査の視点
必須広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオ、新聞の掲載時期等について効果を高める工夫があるか。</li> <li>・必須分について効率的な経費執行がなされているか。</li> </ul>
自由提案 広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民へ広く周知され、調査への理解・協力につながる提案であるか。</li> <li>・オンライン回答への誘導を促す提案であるか。</li> <li>・テレビ等への接触機会が少ない層に対しても周知が図られる工夫があるか。</li> </ul>
事業全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業趣旨をよく理解し、戦略を持った効果的な提案であるか。</li> <li>・適切に人材を配置し、業務を確実に実施する体制がとられているか。</li> </ul>
特別加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に見るべき要素がある場合は、加点する。</li> </ul>

### (4) 審査結果の通知

審査後、速やかに各参加者に対して電子メールにより通知する。このとき、審査結果についての異議申し立ては認めない。

## 8 契約締結のための協議等

- (1) 最優秀提案者の企画提案書を原案とし、詳細について協議の上内容を決定する。なお、最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議を行うことがある。
- (2) 協議が整った場合に、最優秀提案者を随意契約の相手方として見積徴取を実施の上、契約を締結する。
- (3) 業務の再委託については県の事前承認を必要とするが、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務における成果品（業務を行う上で制作したデータ等を含む。）に関する一切の著作権その他の知的財産権については、あらかじめ権利者が明確であるものを除き、引き渡し時点で県に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる、受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。

## 9 本要領に付属する資料

次のとおりであるので、適宜参照のこと。

資料名	内容等
別表 1	必須広報の実施時期・回数等
別表 2(※)	提供・貸与が可能な素材等
資料 1	地方公共団体における「オンライン回答啓発」の取組について (※1-1、1-2、1-3 の 3 種の資料が含まれる)
資料 2	令和 7 年国勢調査 県が実施する広報の予定・国広報関係資料

※別表 2 掲げる素材のうち、公募時において既に県が有しているデータについては、参加表明前においても貸与が可能であるので、必要な者は 6 (2) の問合せ先に連絡すること。

#### 10 その他の留意事項

- (1) 国勢調査は「統計法(平成 19 年 5 月 23 日法律第 53 号)」に定める国の基幹統計であり、基幹統計については同法第 13 条の規定によって報告の義務が課されているものである。この趣旨から、調査への回答に対する謝礼（インセンティブ・リワード等、言葉の如何を問わない）については、本提案に係る経費での支出は認められないものであり、これに該当する内容を含む提案は評価の対象としない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (3) 本企画提案の実施に当たって要した経費（提出書類の作成、郵送代等）は全て参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- (5) 提出された書類の修正・変更、及び提出書類に記載のない事項について審査会で提案することは認めない。